

恵庭市基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 6 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 3 6 号

恵庭市基金条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市基金条例施行規則（平成 1 4 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案																
第 1 条（略） （基金の処分） 第 2 条 条例第 8 条の規定により予算に定めて基金を処分することができる場合は、基金の種類に応じ、次の表のとおりとする。	第 1 条（略） （基金の処分） 第 2 条 条例第 8 条の規定により予算に定めて基金を処分することができる場合は、基金の種類に応じ、次の表のとおりとする。																
<table><tr><th>基金の種類</th><th>処分の事由</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>高等学校等入学準備金基金</td><td>恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成 27 年条例第 10 号) に よる入学準備金の経費に充てるとき。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	基金の種類	処分の事由	（略）		高等学校等入学準備金基金	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成 27 年条例第 10 号) に よる入学準備金の経費に充てるとき。	（略）		<table><tr><th>基金の種類</th><th>処分の事由</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>高等学校等就学支援基金</td><td>恵庭市高等学校等奨学金支給条例（令和 7 年条例第 号）及び恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成 27 年条例第 10 号)による就学支援金の経費に充てるとき。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	基金の種類	処分の事由	（略）		高等学校等就学支援基金	恵庭市高等学校等奨学金支給条例（令和 7 年条例第 号）及び恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成 27 年条例第 10 号)による就学支援金の経費に充てるとき。	（略）	
基金の種類	処分の事由																
（略）																	
高等学校等入学準備金基金	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成 27 年条例第 10 号) に よる入学準備金の経費に充てるとき。																
（略）																	
基金の種類	処分の事由																
（略）																	
高等学校等就学支援基金	恵庭市高等学校等奨学金支給条例（令和 7 年条例第 号）及び恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成 27 年条例第 10 号)による就学支援金の経費に充てるとき。																
（略）																	
第 3 条～第 5 条（略）	第 3 条～第 5 条（略）																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。